

委託契約における最低制限価格制度を一部改正します！

横浜市では、委託契約の一部の営業種目を対象に、過度な低価格入札を防止し、適正な契約の履行を確保することを目的として、最低制限価格を下回る金額で入札を行ったものを失格とする『最低制限価格制度』を実施しています。

今後、より適正な競争環境を整備し、適正な契約の履行を確保するため、次のとおり『最低制限価格制度』の一部を改正します。

1 改正内容

	現行	改正
対象契約 (入札方式)	競争入札に付す契約 (特定調達契約を除く) (100万円以上3,000万円未満)	変更なし
対象業務 (営業種目)	建物管理 警備業務 施設運転管理・保守 廃棄物処理	変更なし
最低制限価格の 算出方法	予定価格に10分の6を乗じて得た額	予定価格に <u>3分の2</u> を乗じて得た額

2 実施期日

平成22年12月13日

(同日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用します。)

最低制限価格制度とは・・・

入札においては、原則、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者としますが、例外として、最低の価格を提示したものの以外を落札者とする制度です。

最低制限価格制度の対象案件においては、あらかじめ設計内容に基づいて最低制限価格を設定し、この金額を下回る金額で入札を行ったものを失格とします。

総務局契約財産部
契約第二課委託契約係
045(671)2186・2250